

市民課からのお知らせ

本庁、湯津上支所、黒羽支所、両郷出張所・須賀川出張所それぞれの窓口における、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄本(抄本)など交付の請求手続きは次のとおりです。

特に、平成20年5月の関係法令の一部改正に伴い、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いいたします。関係書類をご持参の上、ご請求ください。

※本人確認書類とは

官公庁が発行した顔写真付きのもの(運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・市民証など)のいずれか1点。または健康保険証・診察券・通帳・キャッシュカードなどの中から2点をお持ちください。

住民票の写しの請求について

ご本人と同一世帯(※1)の方が請求できます。窓口に来る方の本人確認書類をお持ちください。

なお、代理人の方(本人、同一世帯の方を除く)が来る場合は窓口に来る方の本人確認書類と印鑑および委任状(委任者および代理人の住所・氏名・委任内容などを委任者自身が記入し、押印したもの)が必要となります。

(※1)同じ住居に住んでいても世帯を分けて住民登録をしている世帯は別世帯となります。

○住民票の写し(住民票謄本、抄本)
1通 200円

印鑑登録証明書の請求について

印鑑登録証明書の請求には、印鑑登録証(カード)と本人確認書類が必要です。

ご本人であっても印鑑登録証(カード)の提示がない場合は発行できません。代理人の方が来る場合は委任者の印鑑登録証(カード)を預かり窓口に来る方の本人確認書類および印鑑をお持ちください。

なお、この場合は印鑑登録証(カード)を預かることで委任されたのみならず、委任状が必要ありませんが、申請書に委任した方の氏名、住所、生年月日を記入していただきます。

○印鑑登録証明書
1通 200円

自動交付機による住民票の写し、印鑑登録証明書の請求について

暗証番号を登録してある印鑑登録証(カード)をお持ちの方は、自動交付機で世帯全員や個人の住民票の写しおよび印鑑登録証明書を請求することができます。申請書の

記入や待ち時間ありませんので、ぜひご利用ください。



自動交付機

戸籍謄本(抄本)の請求について

戸籍謄本(抄本)の請求は大田原市に本籍のある方に限ります。請求の際は本籍の地番等および筆頭者の記入が必要となります。あらかじめご確認の上ご請求ください。

請求できる方は本人、直系親族、配偶者の方です。窓口に来る方の本人確認書類と印鑑をお持ちください。代理人の方(本人、直系親族、配偶者の方を除く)が来る場合は窓口に来る方の本人確認書類と印鑑および委任状(委任者および代理人の住所・氏名・委任内容などを委任者自身が記入し、押印したもの)が必要となります。

○全部事項証明(戸籍謄本)

1通 450円

○個人事項証明(戸籍抄本)

1通 450円

除籍(改製原) 謄本、抄本

1通 750円

〈窓口業務時間〉

- 平日(水曜日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
- 水曜日(祝日、年末年始を除く)は本庁のみ午後7時まで窓口延長業務を行っています。(湯津上支所、黒羽支所、両郷出張所・須賀川出張所では延長業務は行っていません。)

〈自動交付機の設置場所・稼働時間〉

- 東別館内(文化会館北側)
平日(水曜日を除く)
午前8時30分～午後6時30分
 - 水曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後7時
 - 土曜日、日曜日、祝日
午前8時30分～午後5時
 - 湯津上支所・黒羽支所
平日
午前8時30分～午後6時30分
 - 土曜日、日曜日、祝日
午前8時30分～午後5時
- ※年末年始の窓口業務時間および自動交付機の稼働時間については、本紙12ページをご覧ください。

※ご不明な点は左記までお問い合わせください。

問い合わせ

市民課市民係
TEL (23) 8752

